

# 香取市地域公共交通協議会 (第33回協議会資料)

## 目 次

<b>議事1</b>	香取市地域公共交通協議会規約の改正について	…………… 2
<b>議事2</b>	佐原循環バス（周遊ルート）の運休期間について	…………… 4

## 議題1 香取市地域公共交通協議会規約の改正について

香取市地域公共交通協議会規約第4条（役職）の規定についての修正を行うことについて、下記のとおり協議する。

### ●香取市地域公共交通協議会規約 別表（第4条関係）

関係運輸支局長又はその指名する職員	関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送）
千葉県公共交通担当職員	千葉県総合企画部交通計画課 企画調整班長
乗合バス等関係事業者又は関係団体の代表者	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事
	一般社団法人千葉県タクシー協会 専務理事
	北総自動車株式会社 代表取締役
	京成タクシー成田株式会社 <del>専務取締役</del> <del>代表取締役</del>
	千葉交通株式会社 専務取締役
	関鉄観光バス株式会社 代表取締役
	ジェイアールバス関東株式会社 東関東支店長
	晃進物流株式会社 代表取締役
	関鉄グリーンバス株式会社 代表取締役
	関東鉄道株式会社 常務取締役
東日本旅客鉄道株式会社 佐原駅長	
乗合バス等関係事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	千葉交通労働組合 書記長
道路管理者	千葉県香取土木事務所 所長
関係警察署員	香取警察署 交通課長
地域住民を代表する者	佐原地区市民代表
	小見川地区市民代表
	山田地区市民代表
	栗源地区市民代表
地域福祉推進に携わる者	社会福祉法人香取市社会福祉協議会 事務局長
識見を有する者	NPO 法人まちづくり支援センター 代表理事
市長が必要と認める者	<del>福田線バス路線を守る会</del> <del>会長</del> （会の解散による）
	香取市高齢者クラブ連合会 会長
市の職員	総務企画部長
	生活経済部長
	福祉健康部長
	建設水道部長
	教育部長

別表（第4条関係）

関係運輸支局長又はその指名する職員	関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送）
千葉県公共交通担当職員	千葉県総合企画部交通計画課 企画調整班長
乗合バス等関係事業者又は関係団体の代表者	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事
	一般社団法人千葉県タクシー協会 専務理事
	北総自動車株式会社 代表取締役
	京成タクシー成田株式会社 代表取締役
	千葉交通株式会社 専務取締役
	関鉄観光バス株式会社 代表取締役
	ジェイアールバス関東株式会社 東関東支店長
	晃進物流株式会社 代表取締役
	関鉄グリーンバス株式会社 代表取締役
	関東鉄道株式会社 常務取締役
東日本旅客鉄道株式会社 佐原駅長	
乗合バス等関係事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	千葉交通労働組合 書記長
道路管理者	千葉県香取土木事務所 所長
関係警察署員	香取警察署 交通課長
地域住民を代表する者	佐原地区市民代表
	小見川地区市民代表
	山田地区市民代表
	栗源地区市民代表
地域福祉推進に携わる者	社会福祉法人香取市社会福祉協議会 事務局長
識見を有する者	NPO 法人まちづくり支援センター 代表理事
市長が必要と認める者	香取市高齢者クラブ連合会 会長
市の職員	総務企画部長
	生活経済部長
	福祉健康部長
	建設水道部長
	教育部長

## 議題 2 佐原循環バス（周遊ルート）の運休期間について

本議題については、令和 2 年 4 月 10 日付 香企画第 24 号において各委員に 5 月末までの運休を通知した。本来であれば、国土交通省が作成した「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」に基づき、本協議会による協議が望ましいとされているところであるが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から緊急を要するため、事前の通知対応とさせていただいた。

その後の状況として、緊急事態宣言の発令が本県では延長されたことや、香取市新型コロナウイルス感染症対策本部での会議において決定した、市内施設の臨時休館の延長等の対応を鑑み、運休期間を下記のとおり延長したく、協議する。

### 【運休期間】

(当初) 令和 2 年 4 月 18 日(土)から 5 月 31 日(日)まで

(延長後) 令和 2 年 4 月 18 日(土)から 当面の間